

広島市条例第18号

令和8年3月27日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市緑井児童館の項の次に次のように加える。

広島市東野児童館	広島市安佐南区東野一丁目7番11号
----------	-------------------

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。